

お客さま各位

株式会社武蔵野銀行

## 「投資信託の取引等に関する書面」の電子交付への移行について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2025年4月に金融商品取引法および関連諸規則が改正されたことに伴い、当行では2026年8月より、個人のお客さまへの「投資信託の取引等に関する書面」を、これまでの紙媒体の書面交付から、原則、電子交付に変更させていただきますのでお知らせいたします。

当行では、今後もお客さまの利便性向上につながる質の高いサービスを提供してまいります。

### 記

#### 1. 電子交付となるお客さま

投資信託のお口座をお持ちで、以下いずれかのサービスをご利用されている個人のお客さま

サービス名	変更日
インターネットバンキング 「むさしのダイレクト」	2026年8月7日（金） 2026年7月31日（金）時点でご利用のお客さまに限りです
「むさしのID」でご利用いただけるサービス	2026年8月24日（月） 同日、電子交付サービス提供開始予定
武蔵野銀行アプリ	
むさしのWebポスト	

なお、移行に伴うお客さまのお手続きはございません。

また、サービスのご利用がないお客さまには、書面の郵送を継続いたします。

#### 2. 対象となる交付書面

取引報告書(投資信託)、運用報告書、取引残高報告書 等

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

#### 3. 電子交付の方法

上記全てのサービスからご利用いただける「電子交付サービス(PDF形式)」にて提供いたします。

#### 4. 書面の郵送を希望されるお客さま

- 「書面交付継続申込フォーム」に必要事項を入力いただくことで書面の郵送を継続いたします。  
お申込みは、2026年7月31日（金）17時までとなります。

※書面交付継続申込フォームは[こちら](#)

- 上記日付以降は、お客さまご自身で電子交付サービス左上メニューボタンの「電子交付申込設定」から電子交付サービスを解約することで、郵送への切り替えをお願いいたします。

#### 5. 本件に関するお問い合わせ先

ご不明点等は、お取引店にお問い合わせください。

以上